平成２１年（フ）第２３４９号
京都市伏見区南寝小屋町46番地　ピジョンハイツイトー305号
破産者　桑原　　幸
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３９号
神戸市須磨区緑が丘２丁目９番10号、従前の住所兵庫県三木市志染町東自由が丘１丁目224番地
破産者　桑原　宏和
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６９８号
神戸市東灘区魚崎南町７丁目６番13号、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町２丁目５番18―504号
破産者　前田　秀一
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４９３号
静岡県掛川市本郷2279番地の16リバーサイドパーク201、開始決定時の住所兵庫県神崎郡神河町貝野637番地の４
破産者　古島　俊二
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７２４号
兵庫県姫路市大津区長松84番地10
破産者　庄司　涼子（旧姓田宮）
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６８２号
広島市南区西旭町14番24―504号、申立時の住所広島市東区光町１丁目６番30―702号
破産者　黒木　頼章
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８１４号
広島市佐伯区五月が丘１丁目４番４号
破産者　長谷部佳民
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２８号
大分県豊後大野市三重町秋葉344番地３
破産者　衞藤　徹之
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２０年（フ）第２７１号
北海道小樽市稲穂５丁目12番17号　グリーンアラヤ、開始決定時の住所北海道小樽市天神１丁目10番111号　パーソナルハイツ天神公園壱番館
破産者　山本　洋史
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第９２号
札幌市東区北48条東４丁目２番２―305号、開始決定時の住所北海道石狩市花川北６条２丁目131番地　パストラーレ201号
破産者　田島　英樹
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１５９号
北海道旭川市新富２条１丁目８番10号
破産者　鈴木　節子
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６５号
北海道旭川市北門町21丁目2168番地の102　セブンハイツ102
破産者　林田　直樹
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３５号
北海道旭川市台場２条６丁目４番８号
破産者　前澤　幸司
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１７３号
宮城県白石市福岡長袋字山ノ下100番地
破産者　半田　浩一
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１８号
宮城県柴田郡柴田町船岡新栄４丁目１番地12、開始決定時の住所宮城県柴田郡柴田町船岡東４丁目22番３号
破産者　武藤　睦博
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第５２号
宮城県柴田郡大河原町大谷字見城前10番地７
破産者　吉田　尚志
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第３３０６号
横浜市瀬谷区上瀬谷町26番地54
破産者　松下　真弓（旧姓植村）
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５９号
新潟県胎内市柴橋391番地１
破産者　青木　弘志
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第５号
岐阜県安八郡輪之内町大藪623番地
破産者　吉田　光男
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係